

## 大牟田市排水対策基本計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 大牟田市排水対策基本計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、排水の弱点箇所を抽出するための手法や対策案、また、その対策案の優先順位や期間の検討等を行うために、大牟田市排水対策基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 排水の弱点箇所の抽出手法に関すること。
- (2) 対策案に関すること。
- (3) 対策案の優先順位、期間に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本計画策定にあたり必要と認めること。

### (組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者で組織する。

- 2 委員については前項に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者を任命できるものとする。
- 3 委員の任期は、本計画を策定する日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、大牟田市長が指名する者とする。

### (委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員長が、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 前4項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (オブザーバー)

第6条 委員会のオブザーバーは、委員長の要請に応じて委員会に出席し、意見を述べることができるるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、大牟田市都市整備部流域治水推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

#### 付 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

# 大牟田市排水対策基本計画 検討委員会 委員

別表1

	氏名	所属	備考
1	渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授	委員長
2	北野 靖	福岡県 河川整備課 課長	
3	野口 寿文	福岡県 下水道課 課長	
4	山口 聰	福岡県 農山漁村振興課 課長	
5	仲田 裕一郎	熊本県 河川課 課長	
6	城戸 邦宏	みやま市 建設課 課長	
7	西田 勝二	荒尾市 土木課 課長	
8	開田 和則	荒尾市 企業局 建設課 課長	
9	嶋永 健一	南関町 建設課 課長	
10	林田 寿	みなと校区まちづくり協議会 会長	
11	金子 英彦	明治校区まちづくり協議会 会長	
12	江口 良夫	天の原校区民生委員・児童委員協議会 会長	
13	徳永 京子	手鎌校区民生委員・児童委員協議会 会長	
14	吉永 勝彦	九州地方整備局 地域河川課 課長	オブザーバー